



定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成29年5月25日

香美市監査委員

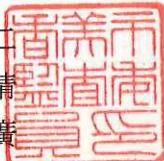
三木 象二

香美市監査委員

竹村 清

香美市監査委員

甲藤 邦廣



記

1 監査の対象

企画財政課、給食センター、生涯学習振興課、中央公民館、図書館
少年育成センター、美術館（平成28年度分）

2 監査の実施日

平成29年5月23日、24日、25日

3 監査の方法

監査に当たっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行に当たること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

- (1) 香美市立中央公民館スクリーン増設工事については、指名競争入札が不調となり、随意契約を締結しているが、契約の相手方は、当初の入札において最低制限価格を下回り失格となっている業者である。最低制限価格を下回る金額で契約することは、地方自治法第2条第16項、第17項（法令に反した事務処理の禁止、行為の無効）に抵触するため、当該契約は無効である。（中央公民館）

- (2) 文書の整理は、原則として簿冊により行い、一つの簿冊に綴じ込む文書は、原則として作成年度、保存年限及び文書分類が同一の文書のみとすべきところ、関連の文書が別々の簿冊に綴じられている事例が散見された。（全般）
- (3) 香美市立図書館及び美術館収蔵庫の建設用地については、正式な建設用地を決定せず地質調査他3件の経費を支出している。本来、建設用地が決定した後にすべき行為であり、地方自治法第232条の3（支出の原因となるべき行為の適時性）に抵触する。（生涯学習振興課）

5 監査委員意見

- (1) 契約事務における法令違反は、地方公務員法第32条に抵触する。担当業務に係る関係法令を十分理解して、適正な業務の執行に当たること。
- (2) 完結文書の整理保管及び保存は、香美市文書事務取扱規程に基づく文書管理に努められたい。
- (3) 香美市立図書館及び美術館収蔵庫の建設事業を進めるに当たっては、厳正かつ慎重に適正な業務の執行に当たること。

以上